※会議開始前にご確認ください。

会議の運営に関する留意事項（委員及び傍聴者の皆様へ）

本日の会議は、円滑な進行のため、以下のとおり運用させていただきます。

１．会議の成立について

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱第６条第２項の規定により、会議の成立には委員の過半数の出席が必要です。

本審議会（委員会）の委員数は２０人であるため、１０人以上の出席が必要です。

２．傍聴・会議の公開について

本会議は、「野田市審議会等の会議に関する要項」に基づき公開としております。

傍聴者には、本日お配りしております会議資料を配布しており、ご覧いただきながら傍聴いただいております。

傍聴にあたっては、会議の進行を妨げる行為や議事の妨げとなる発言はお控えください。なお、会議中に追加で傍聴の申し出があった場合は、随時入室いただくことといたします。

３．会議の録音について

会議録作成のため、事務局にて本日の会議を録音しております。あらかじめご了承ください。

４．委員名簿の公表について

お配りしております「委員名簿」の記載内容（氏名のほか、選出区分・所属団体名）につきましては、過去の本審議会における決定事項に基づき作成しております。

５.資料について

本日配布の資料は次のとおりです。

資料１　次第
資料２　野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱
資料３　委員名簿
資料４　席次表
資料５　障がいのある方への虐待及び成年後見市長申立件数について
資料６　精神機能の障害とは
資料７　にも包括について
資料８　合理的配慮の提供事例
資料９　社会モデルとは
資料 10　障がい者差別解消法

令和８年度第１回野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会
専門部会（権利擁護部会）次第

日　時　令和８年８月１０日（月）
　　午後２時から
会　場　野田市保健センター３階大会議室

１　開　会

２　議　題

（１）部会長及び副部会長の選出について

（２）障がいのある方への虐待通報件数・成年後見市長申立件数について（報告）

（３）精神障がいのある方への合理的配慮について

（４）その他

３　閉　会

資料２

○野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱

平成１９年３月３０日

野田市告示第６０号

（設置）

第１条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８９条の３の規定に基づき障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）への支援の体制の整備を図り、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）第１７条第１項の規定に基づき障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うとともに、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第５６条の６第２項の規定に基づき日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児が、その心身の状況に応じた支援を受けられるよう、関係機関との連絡調整を行う体制を整備するため、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

（１）　障がい者等の支援の困難事例の対応に関すること。

（２）　障がい福祉に関する関係者の連携及び支援の体制に関すること。

（３）　障がいを理由とする差別を解消するための取組に関すること。

（４）　日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい者等の支援並びに関係者の連携及び支援の体制に関すること。

（５）　その他障がい者等の支援について協議会が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第３条　協議会は、委員３０人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

（１）　障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者

（２）　障がい者団体を代表する者

（３）　関係行政機関の職員

（４）　その他市長が必要と認める者

（任期等）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

３　委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

２　協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

（専門部会）

第７条　協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

２　専門部会は、委員のうちから会長が指名した者及び委員の推薦に基づき市長が委嘱した者並びに職員のうちから市長が任命した者をもって構成する。

（意見の聴取等）

第８条　協議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第９条　協議会の庶務は、福祉部障がい者支援課において行う。

（雑則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会

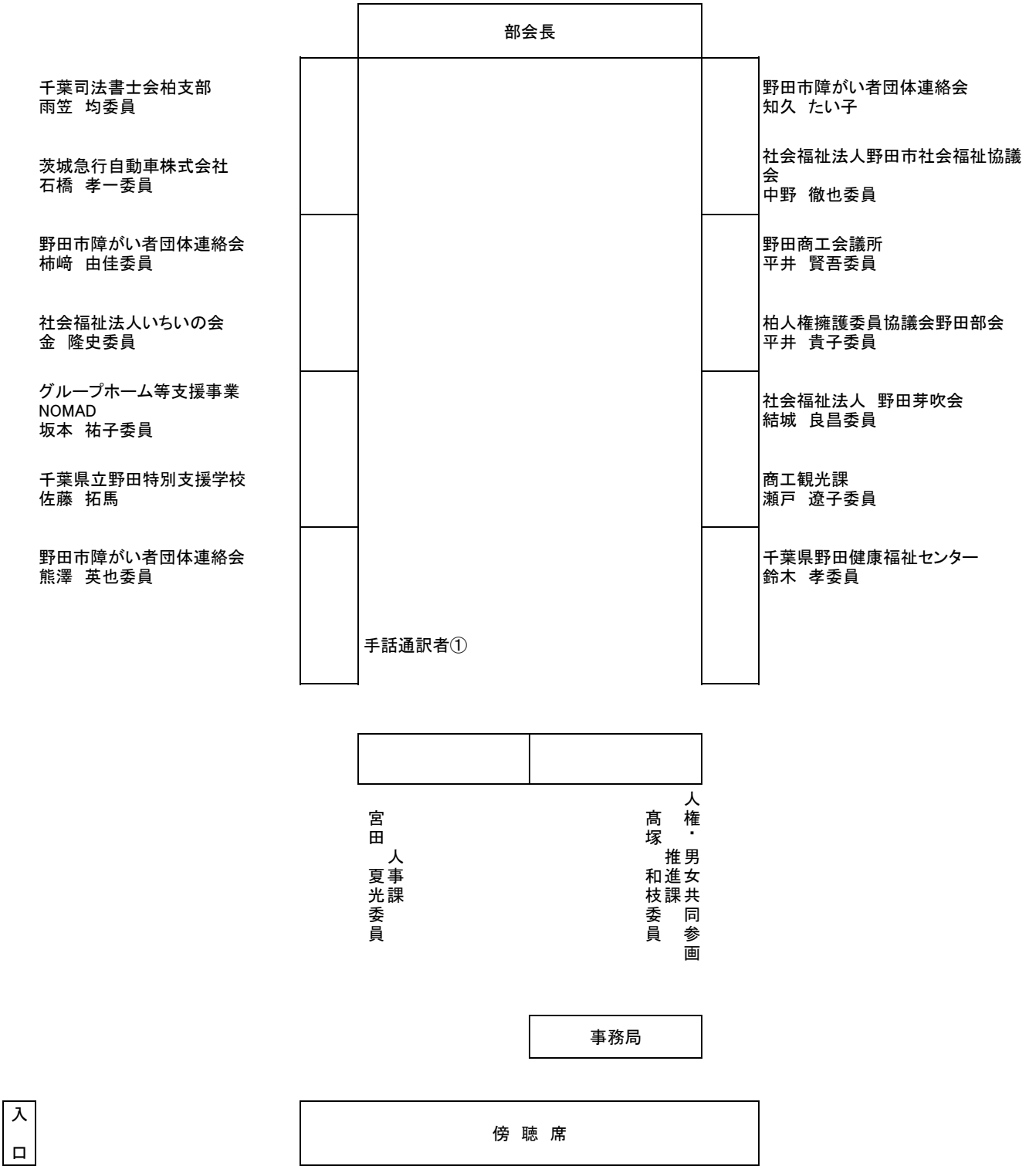
専門部会　権利擁護部会　委員名簿

令和８年７月７日現在

氏名	任期	選出区分	選出団体等
雨笠　均	R8. 7.7から R10. 3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	千葉司法書士会　柏支部
石橋　孝一	R8. 7.7から R10. 3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	茨城急行自動車株式会社
金　隆史	R8. 7.7から R10. 3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	中核地域生活支援センターのだネット
坂本　祐子	R8. 7.7から R10. 3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	グループホーム等支援事業 NOMAD
中野　徹也	R8. 7.7から R10. 3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	社会福祉法人野田市社会福祉協議会
平井　賢吾	R8. 7.7から R10. 3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	経済団体（野田商工会議所）
平井　貴子	R8. 7.7から R10. 3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	柏人権擁護委員協議会野田部会
松本　尚史	R8. 7.7から R10. 3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	経済団体（野田市関宿商工会）
結城　良昌	R8. 7.7から R10. 3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田芽吹学園
柿﨑　由佳	R8. 7.7から R10. 3.31まで	障がい者団体を代表する者	野田市障がい者団体連絡会
熊澤　英也	R8. 7.7から R10. 3.31まで	障がい者団体を代表する者	野田市障がい者団体連絡会
知久　たい子	R8. 7.7から R10. 3.31まで	障がい者団体を代表する者	野田市障がい者団体連絡会
石井　周平	R8. 7.7から R10. 3.31まで	関係行政機関の職員	柏児童相談所
佐藤　拓馬	R8. 7.7から R10. 3.31まで	関係行政機関の職員	千葉県立野田特別支援学校
鈴木　孝	R8. 7.7から R10. 3.31まで	関係行政機関の職員	千葉県野田健康福祉センター
瀬戸　遼子	R8. 7.7から R10. 3.31まで	関係行政機関の職員	野田市商工観光課
髙塚　和枝	R8. 7.7から R10. 3.31まで	関係行政機関の職員	野田市人権・男女共同参画推進課
高見澤　亮	R8. 7.7から R10. 3.31まで	関係行政機関の職員	野田市教育委員会指導課
三浦　明日香	R8. 7.7から R10. 3.31まで	関係行政機関の職員	野田市地域包括支援課
宮田　夏光	R8. 7.7から R10. 3.31まで	関係行政機関の職員	野田市人事課

令和8年度 第1回野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会
専門部会（権利擁護部会） 席次表

日　時　令和8年8月10日（月） 午後2時00分から
場　所　野田市保健センター3階　大会議室



令和７年度障がいのある方への虐待件数及び成年後見市長申立件数について
（報告）

１　虐待件数について

年度		養護者	施設従事者	使用者	合計
令和７年度	通報件数	２４件	７件	０件	３１件
	うち認定件数	２件	０件	０件	２件
令和６年度	通報件数	１９件	５件	０件	２４件
	うち認定件数	１件	１件	０件	２件
令和５年度	通報件数	２１件	４件	１件	２６件
	うち認定件数	１件	１件	０件	３件

２　成年後見市長申立件数について

年度	件数
令和７年度	３件
令和６年度	２件
令和５年度	２件

精神機能の障害とは

精神機能には

意識、記憶、知覚、思考、感情、意欲、自我意識などの機能があり、それらが障害されると精神症状として現れます。疾患により、症状や経過に違いがあります。

主な精神症状（精神機能別）



例えば、こんなことに困ることがあります

疾患の違い、個人差、時期による違いは大きいのですが…

よく見られる生活上の困難



- 病状や生活機能が動揺しやすい
 変動にしばしばストレスが関係する場合があります
 主なストレス源
 他者からの批判、過度の励ましや期待、環境や課題の急な変化、予想外の出費、対人関係トラブル（家族、職場、異性など）
- 自信がもてない（または、自信があるのにしばしば失敗）
- 感情の表現が苦手
- 不眠や食欲の変化、頭痛、動悸・呼吸困難感、嘔吐や下痢／便秘などの身体症状も……
- 他者に誤解されやすい

代表的な疾患を例にとると…

病状がかなり改善した後にも見られやすい傾向があります

	統合失調症の場合	うつ病の場合
疾患の特徴	●妄想や幻聴等の異常体験の残存 ●機能の不安定さ ●他者の思いや状況全体の認識が困難 ●自己主張力　●自己確実感が乏しい ●意欲・自発性の障害	●悲観的に考えやすい ●自罰的になりやすい ●他者に合わせすぎる傾向 ●気分や意欲が変動しやすい ●疲れやすい
生活上の困難	○日常生活や作業での混乱や不調和 ○対人関係での混乱 （頼めない、断れない、孤立がち） ○飛躍した考えや過度の自己卑下 ○疲れやすく、調子のムラが目立つ	○仕事を抱え込みがち ○自分より他人を優先し失敗 ○取り越し苦労が多い ○午前より午後がまし　○時差が苦手 ○自殺を考えることも

対応のコツ～統合失調症の方の場合を例に～

心配事を相談された時

- まず、本人のペースでの話に耳を傾けましょう。
- 大人として尊重した聴き方、話し方で。
- 黙って聴くのも大事なコミュニケーションの場合があります。
- 安心感が得られると本人自身が解決策を考えられることも多い。
- 現実離れした話には否定も肯定もせず首をかしげて。
- 時々、話を具体的に整理して返してみる。
- 表情と感情を一致させましょう。
 （含み笑いは本人が誤解しやすい）

助言をする場合

- 頭ごなしや命令調でなく、穏やかなゆっくりした口調で。
 「○○しなさい」→「○○してみましょうよ」「○○してくれると助かるんだけど」
- 手短で、具体的、誤解の余地なく伝えます。
- お手本や具体例を示します。
- 確認のため復唱してもらいます。
- 要点を伝えたら、余計なことは言わないようにします。

対応がつらくなったら…

妄想の話を延々とする
攻撃的な言い方になる時など

- 同意を求められても、不同意なことやわからないことは率直に伝える。
- 対応できる範囲は明確に伝える。
- 対応する側の気持ちを伝える。「そんなふうに言われると私もとても困ります」
- 専門機関などと相談をしながら対応する。



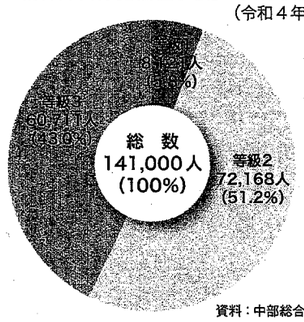
このリーフレットについて

ここで紹介している情報がすべての精神障害のある方にあてはまるわけではありません。相手の目線に立ち、個々の障害の状況に合わせて接することが大切です。「その人」の理解は、障害のあるなしに関わらず、お互いに一人の人間としてつきあう中で育まれるものではないでしょうか。

精神障害者保健福祉手帳とは

精神障害を持つ方が、一定の障害にあることを証明するものです。この手帳を持っていることにより、様々な支援が受けられますので、精神障害を持つ方が自立して生活し、社会参加するための手助けとなります。精神障害のため日常生活や社会生活にハンディキャップを持つ方が申請することにより交付されます。入院・在宅による区別や年齢制限はありません。

■「精神障害保健福祉手帳」の交付状況
（令和４年３月末現在）



資料：中部総合精神保健福祉センター

精神障害は犯罪と関係しますか？

精神障害者の犯罪率が特に高いわけではありません。しかし、医療の中断や支援を失うことでの孤立等で病状が悪化した時や、飲酒の影響などで他人に害を及ぼす行為がおこる場合があります。精神保健福祉法や心神喪失者等医療観察法（重大な他害行為の場合）に基づき、医療に結びつけることもあります。医療や福祉サービスの普及とともに、周囲が正しい知識に基づく適切な対応をすることが重要と思われます。



「死にたい」と打ち明けられた時

精神障害と自殺傾向は関係があり、「生きたい」「死ぬしかない」の気持ちが揺れ動きます。多くの精神障害で自殺率が高いのが実情です。

「死にたい」と打ち明けるのは、自殺の危険性が高い状態でかつ、信頼できる人を選んでのものです。はぐらかさずしっかり傾聴し、ともに悩みを考え合った上で、「死んで欲しくない」と率直に伝えましょう。専門家への相談も必要であり、傾聴した上で、受診等を勧めると良いでしょう。

公的な相談機関の例

居住地	保健所	精神保健福祉センター
大田　品川　渋谷　新宿　杉並　世田谷　中野　練馬　港　目黒の各区	保健所	中部総合精神保健福祉センター 相談電話：03-3302-7711
足立　荒川　板橋　江戸川　葛飾　北　江東　墨田　台東　中央　千代田　豊島　文京の各区		精神保健福祉センター 相談電話：03-3844-2212
島しょ地域の方	都島しょ保健所	
多摩地域（八王子市、町田市以外）	管轄の都保健所	多摩総合精神保健福祉センター 相談電話：042-371-5560
八王子市、町田市	保健所	

ヘルプマーク
義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。詳しくはホームページをご覧ください。
https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/helpmark.html

令和６年６月
発　行：東京都心身障害者福祉センター　東京都新宿区神楽河岸１−１ セントラルプラザ
電話 03−3235−2952

東京都
再生紙を使用しています
リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

精神障害の理解のために

精神障害って　どんな障害？

精神疾患のため精神機能の障害が生じ、日常生活や社会参加に困難をきたしている状態のことです。

およそどんな困難を抱える人々ですか？

精神症状による苦痛のほか、病気の結果として日常生活の活動が思うように行かないこと、就労や就学、家庭や地域での役割などの社会参加が妨げられる問題がしばしばみられます。病状が深刻になると、判断能力や行動のコントロールが著しく低下することがあります。正しい知識が十分普及していないこともあり、精神疾患というだけで、誤解や偏見、差別の対象となりやすく、社会参加が妨げられがちです。

原因は？

精神疾患の原因はまだ不明なものが多いのですが、脳機能の障害が関連していることがだんだん明らかになっています。

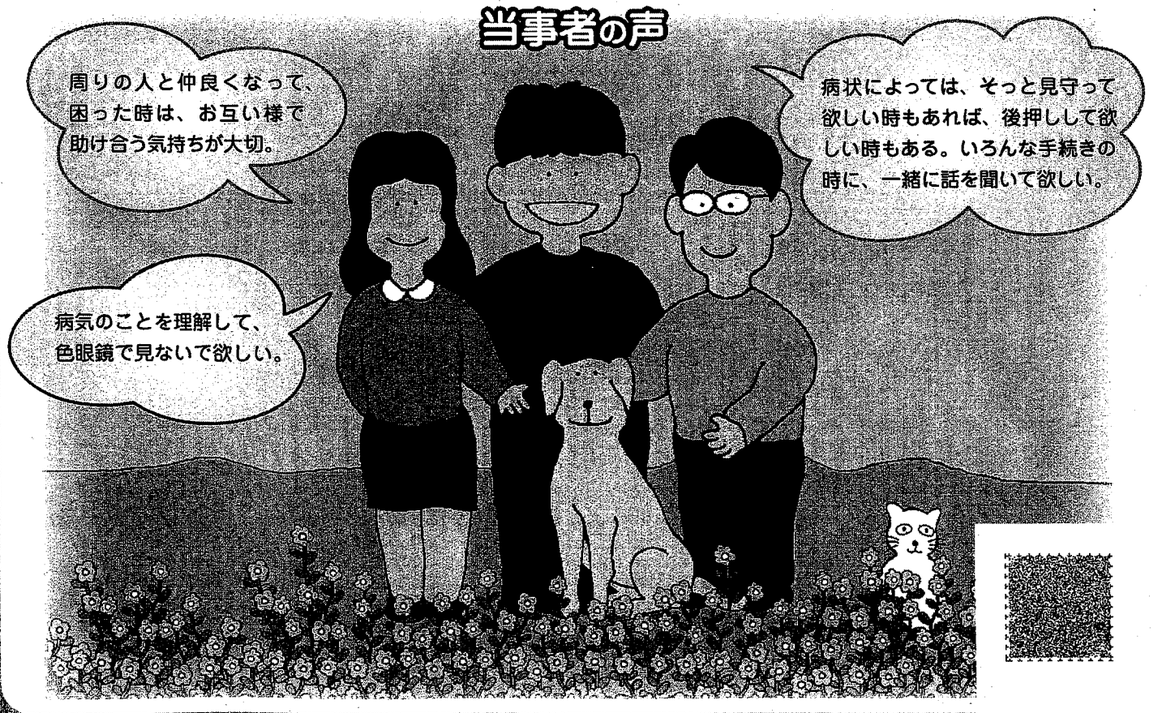
主な精神疾患

統合失調症、気分障害（うつ病、双極性障害など）、アルコール・薬物依存症、不安障害（神経症）、器質性精神病（認知症等）などがあります。

どんな支援が望まれますか？

医療だけでなく福祉や就労・教育・権利擁護等の支援が総合的になされることが望まれます。これらの支援があれば、就労等で社会参加できる人が少なくありません。

当事者の声

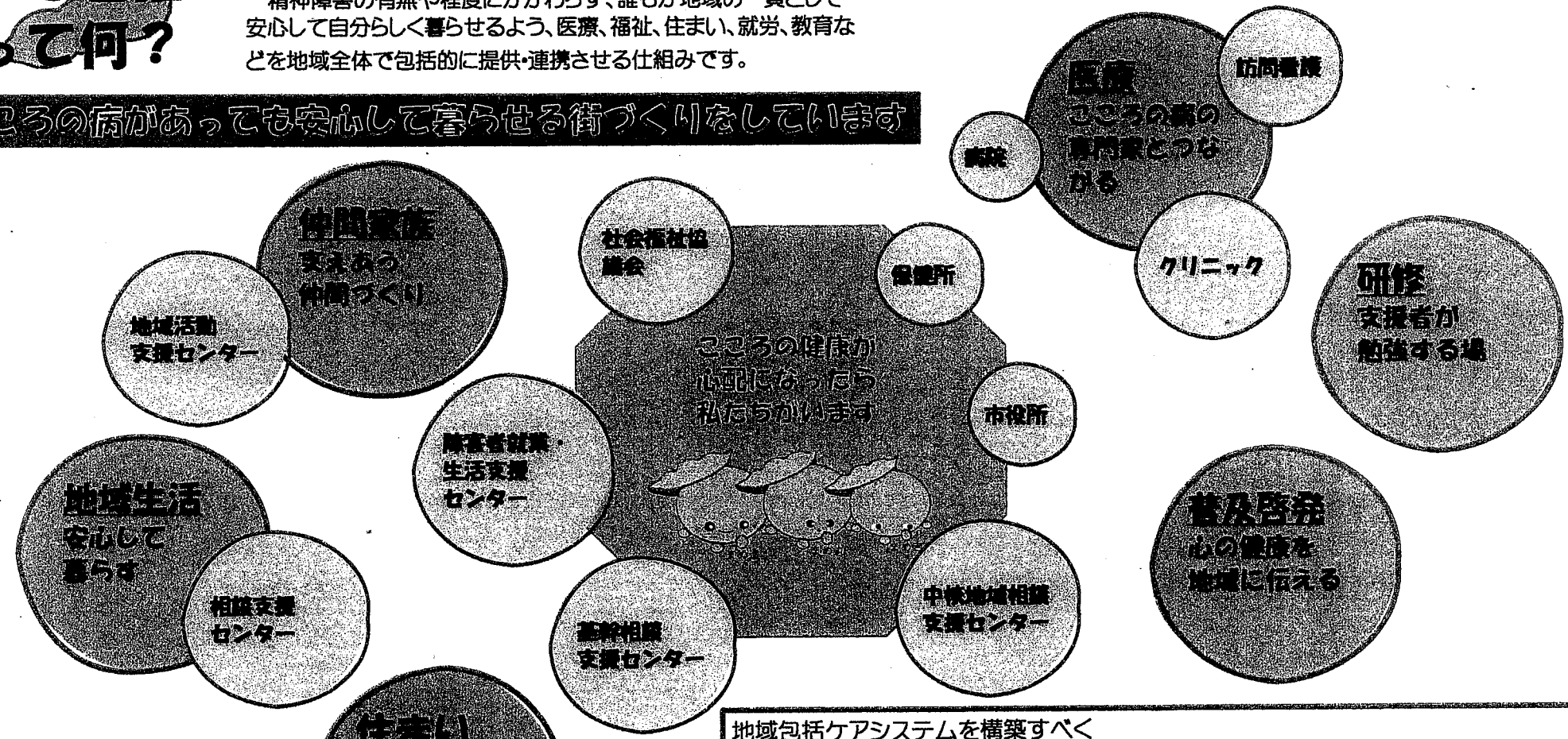


にも包括って何？

にも包括とは
「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の略称です。
精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、医療、福祉、住まい、就労、教育などを地域全体で包括的に提供・連携させる仕組みです。

こんにちは！にも包括です。

こころの病があっても安心して暮らせる街づくりをしています



地域包括ケアシステムを構築すべく
野田圏域では定期的に協議の場を設け、さまざまな事業に取り組んでいます。グループホームフェア(共催)、こころの作品展(共催)、当事者や家族等の活動支援としてぴあぼんど、地域生活支援関係者等に対する研修などのイベント開催をしています。野田圏域内の施設をまとめた福祉マップという冊子の作成もしています。
こころの健康と安心した暮らしができる、困ったときに頼れる存在がある、支えあう仲間とつながれる、そんな仕組みを作っています。

合理的配慮の提供事例

⑧　精神障害

視覚障害	聴覚・言語障害	盲ろう	肢体不自由	内部障害、難病等に起因する障害
知的障害	重症心身障害	**精神障害**	発達障害	

【生活場面例：行政】

1-(８)-１

事例	大勢の人がいるところでは、どうしても周囲が気になってしまい落ち着かず、待合室での順番待ちが難しい。

別室の確保が困難であったため、待合室の中で、比較的周りからの視界が遮られるようなスペースに椅子を移動させ、順番待ちできるよう配慮した。

1-(８)-２

事例	申請書類の記入に長い時間を要するので、役所へ行ってからその場で記入するのは気が引けてしまう。

外部に持ち出しても問題の生じない内容であったことから、事前に申請書類を送付しておき、役所に来るときに記入済みのものを持参していただくことにした。

【生活場面例：サービス（小売店、飲食店など）】

1-(８)-３

事例	異性とのコミュニケーションに負担を感じてしまうことから、同性に接客対応してほしい。

同性の店員がいる場合には、その者が接客対応するようにした。

【生活場面例：教育】

1-(8)-4

事例	障害の状況によっては、授業中に情緒不安定になってしまうことがある。

情緒不安定になったときには、落ち着くまで一人になれる場所へ移動して休むことができるようにした。

1-(8)-5

事例	精神障害があるため、教室で授業を受けることが難しい。

校内で協議し、別室や保健室への登校を認めることにした。

1-(8)-6

事例	特定の講義を受講すると不安が強まり過呼吸になるので、授業内容をあらかじめ知りたい。

該当科目の教員に授業配慮願を提出することとし、生徒には授業内容を事前に知らせることとした。

1-(8)-7

事例	緊張が著しいので、授業のグループワークで口頭による発表や応答が難しい。

発表する内容を事前に周知し、代読による発表や筆談による応答を許可した。以降は緊張が緩和されて、自発的に発表ができるようになった。

1-(8)-8

事例	授業で他者とコミュニケーションを取るときや難しい課題に取り組むとき、緊張やパニックが起こることがある。

緊張したり気分が悪くなったりしたときは、教室から一時的に退室することを認め、クールダウンさせることにした。

1-(8)-9

事例	精神障害があるため病院に通院しており休学中だが、復学に際して提出物などでパソコンを使用することに不安がある。

レポートや課題を、紙媒体で提出することも認めることとした。

1-(8)-10

事例	社会見学の移動でクラスメイトと同じバスに長時間乗車するとパニックを起こす可能性があるので、移動手段について配慮してほしい。

バスと別に代替の交通手段を用意し、本人の様子に応じて帰路の途中から車で帰校させるようにした。

1-(8)-11

事例	精神障害があり、大学の時間割の作成や授業に出席することが難しい。

本人の承諾を得た上で事務部署に情報を提供し、学内手続に関する丁寧な説明や、状況の定期的な確認をするようにした。

【生活場面例：交通・移動】

1-(8)-12

事例	考えていたことと違ったことや通常とは異なる場面への対応が苦手で、パニックになる場合がある。電車やバスなどを利用している際に、事故発生で止まったり遅れたりするなどの異変が生じたときは、状況が理解できるよう丁寧に伝えてほしい。

障害特性を理解して、アナウンスする場合は、分かりやすく丁寧なアナウンスを心掛けた。

【 社会モデルとは 】

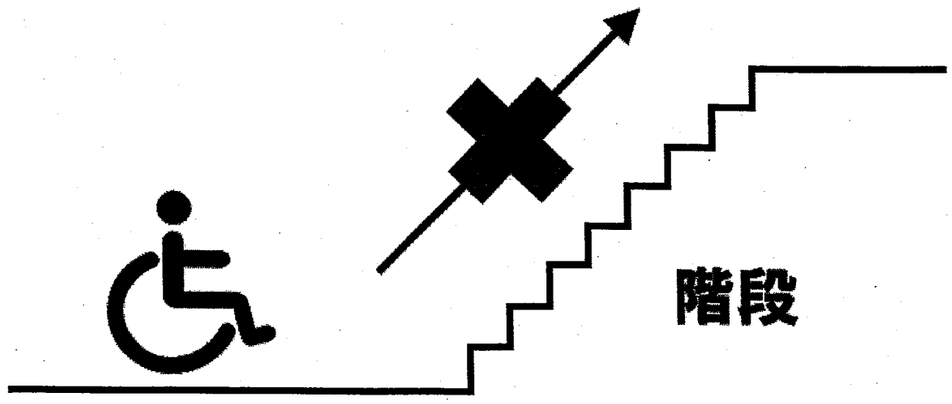
○ 障害者差別解消法においては
「医学モデル」ではなく
「社会モデル」を取り入れています。

○ この社会モデルによると
障害はどこにあると考えられているでしょうか？



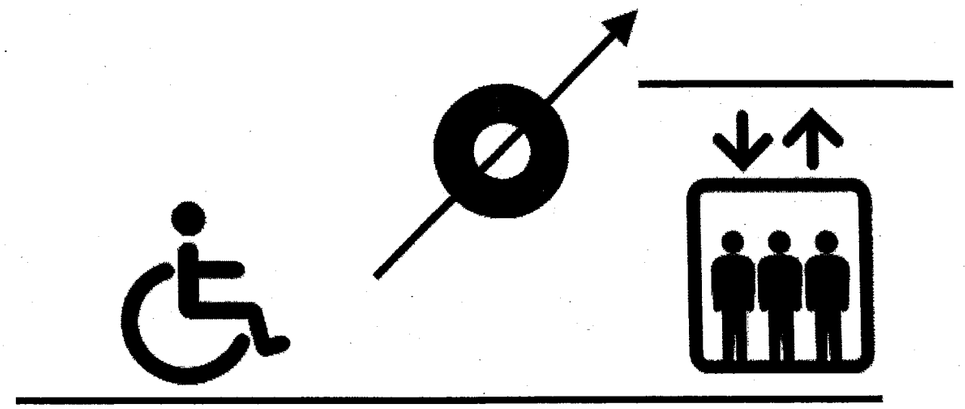
○ 例えば階段しかないと
車イスでは２階に上がれません。

⇒ 障害がある



○ しかしエレベーターが設置されれば
車イスでも２階に上がれます。

⇒ 社会モデルでは障害が解消された



○ この事例の車イス使用者は何も変わっていませんが、周囲の環境が変わったことで障害が解消されました。

○ 社会モデルでは、障害とは、本人の医学的な心身の機能の障害を指すもの（医学モデル）ではなく、社会における様々な障壁（社会的障壁）との相互作用によって生じるものだと考えられています。

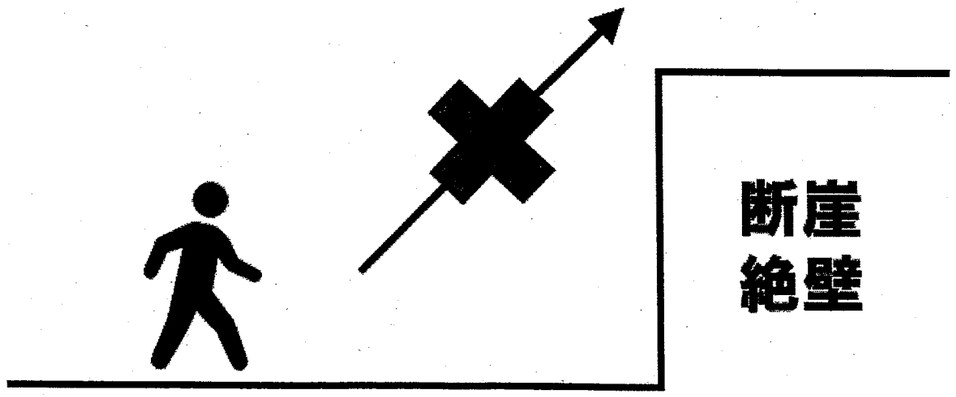


○ 社会モデルに基づくと
誰にでも障害はあり得るとも考えられます。



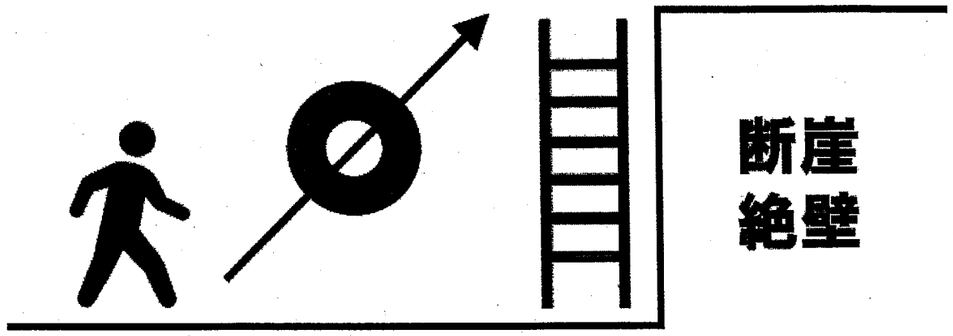
○ 断崖絶壁では、２階に上がれません。

⇒ 障害がある



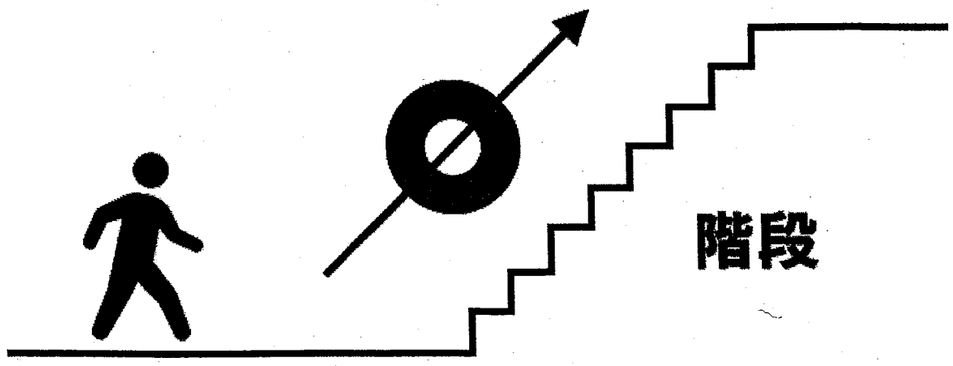
○ ハシゴを持ってくれば、２階に上がれます。

⇒ 障害が解消された（合理的配慮の提供）



○ 階段を設置すれば、いつでも２階に上がれます。

⇒ 障害が解消された（環境の整備）



○ このように障害のない人も、周囲の環境などの社会的障壁しだいで、できる事とできない事が変わってきます。

○ つまり社会モデルでは、程度の差があるだけで、障害のある人もない人も同じ前提なのです。



○ 障害のない人に対しては、すでに多くの社会的障壁が取り除かれています。障害のある人に対しても、合理的配慮の提供や環境の整備などによって社会的障壁を取り除いていきましょう。

⇒ 障害の有無によって分け隔てられない
共生社会の実現へ！

